

遠野市排水設備等工事資金融資に係る利子補給補助金交付要綱

遠野市下水道事業告示第1号

平成31年4月1日

(目的)

第1条 この告示は、市の公共下水道及び農業集落排水施設（以下「公共下水道等」という。）の供用区域内並びに浄化槽整備区域内で、排水設備等工事資金の融資を受ける者に利子補給することにより、家庭雑排水の浄化及び水洗便所の普及促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備等工事 公共下水道等又は浄化槽に接続するために行う水洗便所への改造及びその汚水排水工事並びに生活雑排水の排水工事をいう。
- (2) 下水道条例等 遠野市下水道条例（平成17年遠野市条例第142号）及び遠野市農業集落排水施設条例（平成17年遠野市条例第144号）をいう。
- (3) 下水道事業負担金条例等 遠野市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年遠野市条例第143号）及び遠野市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年遠野市条例第145号）をいう。
- (4) 下水道条例施行規程等 遠野市下水道条例施行規程（平成31年遠野市下水道事業管理規程第1号）及び遠野市農業集落排水施設条例施行規程（平成31年遠野市下水道事業管理規程第4号）をいう。
- (5) 浄化槽 遠野市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年遠野市告示第103号）第2第1号に規定する施設をいう。
- (6) 融資機関 排水設備等工事資金の融資を行う金融機関で株式会社岩手銀行、株式会社東北銀行、株式会社北日本銀行、東北労働金庫、盛岡信用金庫、花巻農業協同組合の各遠野支店及び花巻信用金庫宮守支店をいう。

(利子補給対象者)

第3条 利子補給の対象となる融資は、公共下水道等供用区域内及び浄化槽整備区域内で排水設備等工事を行おうとする者（所有者の了解を得て同工事を行おうとする者を含む。）であつて、市税及び下水道事業負担金条例等に定める受益者負担金及び受益者分担金を滞納していない者に対して行うものとする。ただし、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特にやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

2 新築（建築確認を伴う増改築を含む。）家屋に係る排水設備等工事は、対象としない。

(融資の限度額及び条件)

第4条 排水設備等工事資金の融資内容は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 一戸建て建築物 100万円又は大小便器1組当たり60万円
- (2) 償還期間 10年以内
- (3) 貸付利息 管理者が融資機関と協議して定める利率
- (4) 償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から元金均等月賦償還（償還額に100円未満

の端数が生じた場合は、第1回の償還額に加算する。)とする。ただし、繰上償還をすることができる。

(5) 遅延利息 管理者が融資機関と協議して定める利率

(6) 同一家屋の排水設備等工事融資は、1回限りとする。

(7) その他必要な条件は、融資機関の定めるところによる。

(利子補給の申請)

第5条 排水設備等工事資金融資の利子補給を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、申請書に次に掲げる書類を添え、金融機関を経由して管理者に提出しなければならない。

(1) 排水設備工事指定店の工事見積書又は浄化槽設備士を置く浄化槽工事業者の工事見積書

(2) 申請者が排水設備工事をしようとする建築物又は土地の所有者と異なるときは、その所有者の承諾書

(3) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の申請書を受け付けた融資機関は、利子補給申請一覧表に融資に対する意見を付した申請書を添付し、管理者に回付するものとする。この場合において、融資機関は、連帯保証人の保証意志の確認を行う。

(利子補給の決定)

第6条 管理者は、第5に定める申請書の提出があったときは、利子補給の可否を内定し、申請者及び融資機関に利子補給の内定通知を行う。

(融資の実行)

第7条 管理者は、排水設備等工事資金の利子補給の内定を受けた者が工事を完了し、下水道条例施行規程等に定める検査に合格し、又は遠野市補助金交付規則(平成17年遠野市規則第65号)第13条第2項に定める審査に適合したときは、利子補給を決定し、申請者に通知する。

2 申請者が、前項の決定により融資を受けようとするときは、融資機関に利子補給決定通知書を提示しなければならない。

3 融資機関は、前項の規定による利子補給決定通知書の提示を受けたときは、速やかに融資を実行しなければならない。

(融資の取消し)

第8条 管理者は、融資の決定を受けた者又は融資を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、融資機関と協議し、その決定を取り消し、又は当該融資残額を一括償還させ、当該融資に係る利子について市が当該融資機関に対し補給した利子相当額を負担させることができる。

(1) 第3条の要件を欠くこととなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段で融資を受けたとき。

(3) 正当な理由なくして3箇月以上償還金の償還を怠ったとき。

2 管理者は、前項の取消しを決定した場合は、利子補給承認取消通知書により申請者及び融資機関に通知する。

(利子補給)

第9条 管理者は、排水設備等工事資金の融資を受けた者に対して、毎年度予算の範囲内で全額利子補給する。ただし、償還期日を経過した融資に係る利子(災害その他管理者が特に必要と

認める場合の利子は除く。)は、補給しない。

2 前項の利子補給は、管理者と融資機関との間で締結する利子補給契約により、直接融資機関に対して行う。

(損失補償)

第10条 管理者は、この告示に基づいて行った排水設備等工事資金の融資によって融資機関が損失を受けたときは、これを補償する。

(申請書等の様式)

第11条 この告示に基づく申請書等の様式は、様式第1号から様式第16号までとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の遠野市排水設備等工事資金融資に係る利子補給補助金交付要綱(平成17年遠野市告示第104号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。